

通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 営業所間において I T 点呼を実施する場合、被 I T 点呼実施営業所の運行管理者等は、I T 点呼実施営業所において適切な I T 点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を I T 点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ 上記事項その他 I T 点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

③ 運輸支局長等への報告関係

ア I T 点呼を実施しようとする事業者には、I T 点呼実施営業所及び被 I T 点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、I T 点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知すること。

ウ I T 点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一の G マーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他の G マーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地 I T 点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地 I T 点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地 I T 点呼を行う営業所（以下「遠隔地 I T 点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地 I T 点呼を行うものとする。なお、遠隔地 I T 点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地 I T 点呼実施場所

を確認するものとする。

イ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地 I T 点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地 I T 点呼実施営業所」という。）で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地 I T 点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他の G マーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地 I T 点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地 I T 点呼の実施は、1 営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、I T 点呼を実施する場合にあっては、営業所間における I T 点呼の実施とあわせて1 営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ 遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地 I T 点呼実施営業所の名称、遠隔地 I T 点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 被遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地 I T 点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ 上記事項その他遠隔地 I T 点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

③ 運輸支局長等への報告関係

ア 遠隔地 I T 点呼を実施しようとする事業者には、遠隔地 I T 点呼実施営業所及び被遠隔地 I T 点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地 I T 点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に

先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知すること。

ウ 遠隔地 I T 点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

(7) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一の G マーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他の G マーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一の G マーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

② 運輸支局長等への報告関係

ア 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

ウ 当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(9) 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{mg}/\text{ml}$ 又は呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\text{l}$ 以上であるか否かを問わないものである。

(10) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

2. 第4項関係

- (1) アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。
- (2) アルコール検知器は、(7)の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。
- (3) 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- (4) 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

- ① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ。）確認すべき事項

ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ アルコール検知器に損傷がないこと。

- ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

- (5) 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。
- (6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して

点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(7) (6)の規定にかかわらず、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合であって、同一事業者の他の営業所（以下この項において「他の営業所」という。）において乗務を開始又は終了する場合、運転者に他の営業所に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等の方法により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。

(8) 運転者に他の営業所のアルコール検知器を使用させる場合は、アルコール検知器の使用方法等について、運転者の所属する営業所及び他の営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知することとする。

(9) (6)による方法又は(7)による方法のいずれの場合であっても、他の営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他の営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、(7)による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

- イ．アルコール検知器の使用の有無
- ロ．対面でない場合は具体的方法

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧ 日常点検の状況

⑨ 指示事項

⑩ その他必要な事項

(2) 中間点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

- イ．アルコール検知器の使用の有無
- ロ．具体的方法

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧ 指示事項

⑨ その他必要な事項

(3) 乗務後点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

- イ．アルコール検知器の使用の有無
- ロ．対面でない場合は具体的方法

⑥ 自動車、道路及び運行の状況

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ その他必要な事項